

伝坊門局筆本「為信集」の諸問題

瓦井裕子

一、「為信集」の研究状況と伝坊門局筆本

『為信集』という家集がある。この家集は実態を掴みたい。一六三首を持つが、詠者や詠歌年代をうかがわせる情報がほとんどなく、物語的要素が非常に強いために、事実と虚構の判別が困難である。ただ「六波羅」という六波羅蜜寺を示す詞書によって、この寺名を称した貞元二（九七七）年以降の成立と分かるのみである。

『為信集』はながく鎌倉中期の歌人・法性寺為信の集と混同されて伝わってきた。しかし、昭和二十三（一九四八）年、池田亀鑑氏は『為信集』の最古写本として、松浦家旧蔵伝坊門局筆本「為信集」（以下、伝坊門局筆本）を紹介する。該本は卷子本で、28番歌から76番歌までを持つ零本である。共に伝わる添え状^二では、冷泉為清によって定家の姉・坊門局の筆と鑑定されており、池田氏もまた、「歌風も新古今集の洗礼をうけたるものにあらずして、恐らくは三代集にさかのほ」り、「坊門局自筆なりや否やは別とするも、鎌倉時代初期の書写にかかるものなること疑ひなし」として、集自体

の成立は平安時代であることを指摘する。さらに、伝坊門局筆本の持つ異本注記の多さを、作品の成立が早いことの傍証とした。『弘文莊待賈古書目』でも「鎌倉初期、坊門局当時のものたる事、その紙質、書風、墨色等より見て明瞭なり^三」とされる。これによって、『為信集』は鎌倉中期の法性寺為信のものではありえないとされ、その作者および成立年代が検証されることとなった。

池田氏は、詞書に見える「本院」「本院侍従」を手がかりに「為信」を後撰集時代の人物であるとし、紫式部の外祖父である藤原為信（藤原文範男）に比定していく^四。池田氏がこのような比定を行った理由は、『為信集』の素材が『源氏物語』と著しく一致するためであった。雨夜の品定めに登場する蒜食いの女や、衣を脱ぎ捨てて逃げる空蟬の原拠を『為信集』（98番歌・95〜97番歌）に求め^五、『源氏物語』に素材を提供した文学史上重要な家集であると位置づけたのであった。

以来、諸氏によって「為信」を紫式部外祖父に比定することの妥当性、『源氏物語』と『為信集』との先後関係がさまざまに議論されてきた。いったんは紫式部外祖父とは同名の異人ということ^六で落ち着いたものの^六、近年は外祖父説が多^六くの研究者によって再度提唱されている^七。この十年ほどは『為信集』が紫式部外祖父の家集であることが半ば前提のように受け入れられ、『源氏物語』が『為信集』から種々の素材や表現を取り入れたと考えられている。

『為信集』の研究では一貫して「為信」を花山・一条朝の人物としており、解題や辞典でも確定的な事柄として扱われている。稿者はこれに対し、先に発表した拙稿において「為信」の活動時期を再検討し、それが十二世紀後半から十三世紀前半に下ること、『為信集』成立の下限は十三世紀前半に置かれることを指摘した^八。

『為信集』の成立年代を検討する中、稿者は伝坊門局筆本の調査の機会を得た。述べた通り、該本は『為信集』最古写本と目されており、加えて、零本であることの理由、冒頭の贈答歌の歌順顛倒、それに伴って集中唯一附された「ためのふ」なる詠者名が伝坊門局筆本では冒頭に置かれる意図、この「ためのふ」という記載と作者不明ともいえるこの集の名

称との関連、異本注記の多さなどが論じられている、『為信集』の素情と享受を考える上で非常に重要な伝本である。しかし、今回の調査を通して、これらと深く関わる書誌的な問題点がいくつか明らかになった。そこで本稿ではその報告を行い、該本が先行研究のいう姿とは大きく異なることを指摘して、『為信集』研究の一助としたい。

二、『為信集』の伝本と伝坊門局筆本

『為信集』の伝本は現在、以下の五本が確認されている。

- ① 冷泉家時雨亭文庫蔵 資経書写本 永仁二（一二九四）年正月八日写
 - ② 冷泉家時雨亭文庫蔵 承空書写本 十三世紀末～十四世紀初頭写
 - ③ 宮内庁書陵部蔵（五〇一・二九八） 榊形本 江戸前期写
 - ④ 宮内庁書陵部蔵（五〇一・一〇） 縦長本 江戸前期写
 - ⑤ 天理大学附属天理図書館蔵 伝坊門局筆本 十二世紀末写
- ①～④は完本で、全一六三首を持つ。⑤の伝坊門局筆本のみが零本で、28番歌から76番歌までを持つ卷子本である。
- 先行研究によると、これらの伝本の関係は次の通りである。まず、同一祖本から、十二世紀末に⑤伝坊門局筆本が、永仁二年に①資経本がそれぞれ書写された^九。②～④は、すべてこの①資経本から派生する。十三世紀末～十四世紀初頭に①資経本から②承空本が書写され、この②承空本を江戸時代前期に書写したものが④書陵部蔵縦長本である^{一〇}。また、①資経本を、やはり江戸時代前期に書写したものが③書陵部蔵榊形本であるという^{一一}。
- ①～④の伝本に歌の出入りはなく、⑤伝坊門局筆本も現存する範囲内では完本と同一の歌を持つ。ただし、伝坊門局筆

本は冒頭の贈答歌の歌順が顛倒している。それ以外はいずれの伝本にも大きな異同はない。

伝坊門局筆本の書誌について、本稿と関わりがあることを中心に簡略に記す^{二三}。該本は原装^{二三}の卷子本。料紙は鳥の子である。外題に「為信集」とあり、内題はない。一紙につき三〇行で書写され、和歌は二行書き。第八紙に月明荘の印が押されている。冷泉為清による添え状には「八条院坊門局之筆跡無紛者也」とあるが、坊門局の真筆資料と比すと別筆と判断される。

以上の書誌の中でもっとも注目されるのが、該本が原装の卷子本という点である。山本信吉氏は、卷子本という形態を次のように述べる。

(注・卷子本は) 平安時代中期以降に帖装本・冊子装本が利用されるようになる、しだいに特定の地位を占めるようになる。それは卷子装本が典籍として正式的・公式的地位を占めるようになり、帖装本・冊子装本の私的性格と区別される傾向が生じてくることである。……永い間、数多くの貴重な古典籍を拝見しているなかで、自ずから特定の目的を持って書写された本は卷子装本となっている場合が多いと理解している。^{一四}

また、佐々木孝浩氏は卷子本について、

最初から卷子装である書物というものは、奏覧や奉納等の特別な目的をもって作製されることが多いので、能書であるばかりか、その書写態度も謹直な場合が多く、従ってその本文の信頼度や価値も高いという期待が持てる^{一五}とする。伝坊門局筆本もまた、何らかの明確な意図のもとに作製された可能性が高いものと思われる。

次に料紙を確認する。該本は表紙以外に紙を八枚継いで、歌は第一紙から第七紙に記されており、これらは同紙だが、第八紙のみ料紙が異なる。料紙の縦幅はいずれも二十二・七糎、横幅には以下の通り差がある。

第一紙 三〇糎

第二紙 四〇糎

第三紙 四〇糎 第四紙 四〇糎

第五紙 三九・五糎 第六紙 三九・五糎

第七紙 三九・二糎 第八紙 二八・五糎

第二〜七紙はおおむね四〇糎で、第一紙と第八紙がそれぞれ一〇糎ほど短い。料紙が異なる第八紙は他よりも時代が下ると見受けられるので、巻軸に位置する第八紙が後補されたと考えられる。第一紙については後述する。

先行研究では、伝坊門局筆本の鎌倉初期という書写の古さ・冒頭の歌順の顛倒・異本注記の多さという点に価値を見出してきた。以下、順に検討を加えていきたい。

三、伝坊門局筆本冒頭の「ためのふ」

まず、伝坊門局筆本の冒頭に置かれた「ためのふ」という記載について述べる。完本の29番歌に、集中唯一「ためのふ」という詠者名が記されている。該当箇所を完本の最古写本である資経本によって挙げる。

◆冷泉家時雨亭文庫藏 資経本

せちふのつ□めてあふさかのとのも□

に驚のなくをきゝておやのゝたま□□

あふさかのせきのとになくうくひすの

はるのこえけんことはしらすや

返し ためのふ

(28)

うくひすのけふあふさかのせきならて

いつくよりかははるのゆくらん

(29)

29番歌の詠者「ためのふ」は、家集作者と結び付けられてきた。しかし、集途中の歌一首のみに家集作者の名前が詠者として附されるのは不自然である。素直に考えれば、この「ためのふ」は29番歌の詠者でしかない。これ以外の贈答歌では「ためのふ」が詠者名として現れることはなく、むしろここだけに「ためのふ」と附されるということは、それ以外の大多数の歌は「ためのふ」の歌ではないかとも疑われる。29番歌詠者「ためのふ」が不可解な詠者名であることを認めて、さまざまな可能性を検討することが求められる。

さて、零本である伝坊門局筆本はこの贈答歌からはじまっており、しかも歌順が顛倒しているので、29番歌が冒頭に位置している。伝坊門局筆本を次に示した。

◆伝坊門局筆本

ためのふ

節ふのつとめてあふさかのとのもとにて

うくひすのなくをきゝておやのゝたましひ

うくひすのけふあふさかのせきならて

いつくよりかははるのゆくらん

かへし

あふさかのせきのとなくうくひすの

はるのこえけんことはしらすや

完本では29番歌詠者として記される「ためのふ」が、伝坊門局筆本においては冒頭、それも詞書よりも前に置かれている。池田氏は、伝坊門局筆本における歌順顛倒と「ためのふ」の位置を次のように述べる。

これは伝坊門局筆本の筆者が、為信の集たることを明示するために「ためのふ」と署名ある歌を前に位置せしめたためであろう。本書は元来、本書の筆者が為信集中から重要な箇所として清書しておいたものであろう。元来卷子本として書写された事実に徴して明らかである。

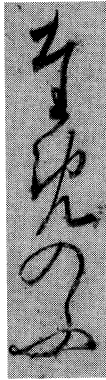
氏は29番歌詠者「ためのふ」を冒頭に置くため意図的に歌順を入れ替えた想定し、伝坊門局筆本は『為信集』の中でも特に重要な箇所を抜き出して清書したものと想定した。しかし、『為信集』であることを明示したいなら内題などに記せば事足りるのであって、「元来卷子本として書写」し、「重要な箇所として清書」したという伝坊門局筆本の冒頭の歌順を顛倒させる必要はない。一方、仁尾氏は、伝坊門局筆本の親本の段階で28～76番歌のみの零本になっていたと想定し、本作品が『為信集』であることを明示するために29番歌詠者「ためのふ」を別記したとする。

また、中西智子氏は伝坊門局筆本を完本からの抜粋とし、冒頭の歌順は意図的に入れ替えられたものとする。氏の論で注目されるのは、29番歌の詠者名「ためのふ」は後人注記が本文化したものである可能性を提示し、29番歌が冒頭に位置する伝坊門局筆本の形態によって、冒頭に別記された「ためのふ」から『為信集』という作品名が生じた過程を示唆したことである。つまり、従来は『為信集』という作品名を所与のものとして29番歌詠者「ためのふ」を家集作者だと考えていたが、逆に、佚名歌集だったところ、28・29番歌が「親」と「ためのふ」との贈答であるから「ためのふ」を作者だとあたりをつけて『為信集』と考えられるようになったということである。可能性としては十分考えられよう。さらに、勅撰集や私撰集^七に採られる『為信集』の歌がすべて28～76番歌の範囲内であることから、中世には伝坊門局筆本のような形態で享受されていた可能性を提示している。

以上のように、歌順の顛倒および「ためのふ」の冒頭での出現は、『為信集』の享受と深く関わる問題として認識されており、冒頭の「ためのふ」は一樣に書写者の所為と考えるべきではない。

確かに「ためのふ」は、次に示した通り本文と同筆で、これが伝坊門局筆本の書写者によって記されたことは間違いない。

▼冒頭の「ためのふ」の筆跡



30番歌詞書「た」



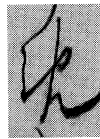
50番歌「た」



44番歌詞書「め」



56番歌「め」



49番歌詞書「の」



69番歌「の」



28番歌「ふ」



34番歌「ふ」

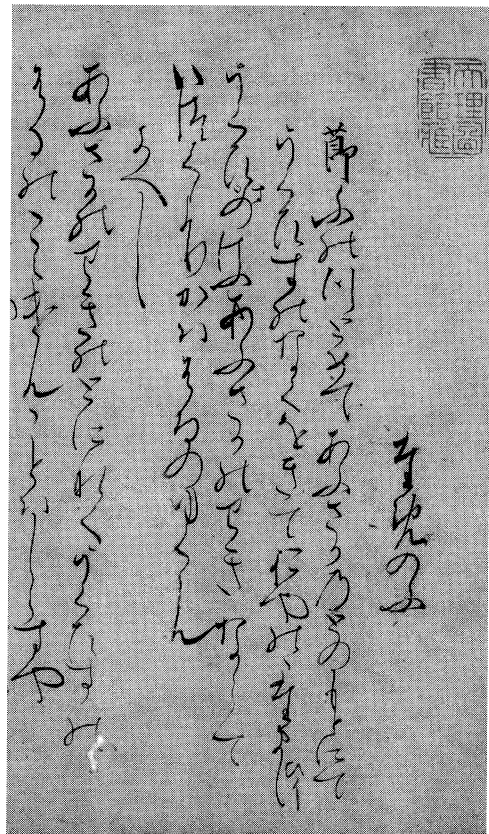


その上でまず注目されるのは、該本においてはこれが詞書の前に置かれており、通常の詠者の位置にないことである（図1）。

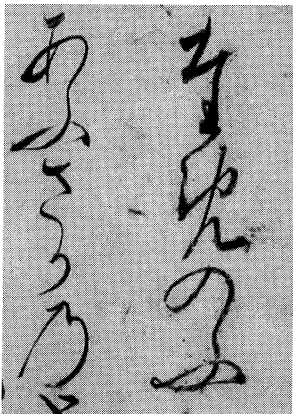
結論から先に述べれば、ここには操作の痕跡が看取される。冒頭の「ためのふ」の位置は、詞書からやや離れている。伝坊門局筆本は一〇行（任意の一行の中央から十行目の中央を計測）あたり約十二糎の幅で書写されているので、一行あたりでは一・二糎となる。しかし、「ためのふ」の行中央と29番歌詞書第一行の中央との間だけには、約二糎の開きがある。さらに、この「ためのふ」という文字に不自然な滲みや擦れがあり（図2）、注意深く見ると、「ためのふ」の文字の周囲に楕円状の摩耗痕がごく薄く浮き上がっている。この摩耗痕は幅一・八糎、縦五・八糎。そして、28番歌の詞書、他本がいずれも、

かへし ためのふ

とし、伝坊門局筆本のみ「ためのふ」がない箇所、伝坊門局筆本ではまさし



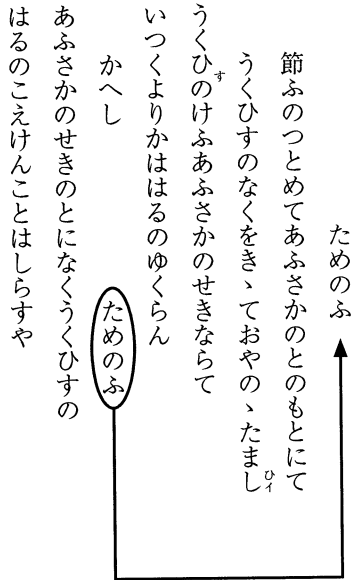
〈図1〉伝坊門局筆本冒頭



〈図2〉「ためのふ」

くここに、幅一・七、二種、縦五・五種の変形楕円状の
 摩耗痕が残る。この摩耗痕の周囲の文字には、当該行の
 他の部分にはない墨の摩耗が認められる（図3）。

つまり、伝坊門局筆本においても28番歌には他本と同
 様「かへし」「ためのふ」とあったところ、「ためのふ」
 だけを丁寧に剥ぎ、冒頭に貼り付けるといふ操作を行ったことが看取される。「ためのふ」の文字周辺にだけにある不
 然な滲みは、この過程で生じたものであろう。現在冒頭に置かれて「ためのふ」には、本来の場所にあったとき左行
 にあった「うくひす」の「う」の一目と「ひ」の右側の一部が残存している。図示すると左記のようになる。



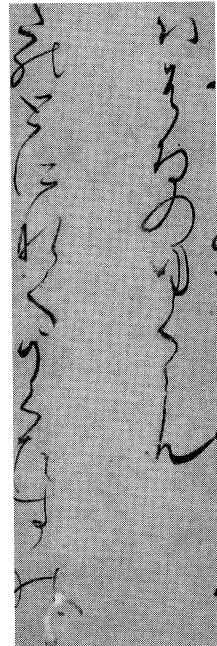
(28 詞書)

(29)

(29 詞書・詠者)

(28)

伝坊門局筆本の書写段階で起こっていたのは歌順の顛倒のみで、28番歌詞書および29番歌詞書と詠者は完本と同じ位置に
 あった。「ためのふ」の冒頭への移動は後人によるものである。

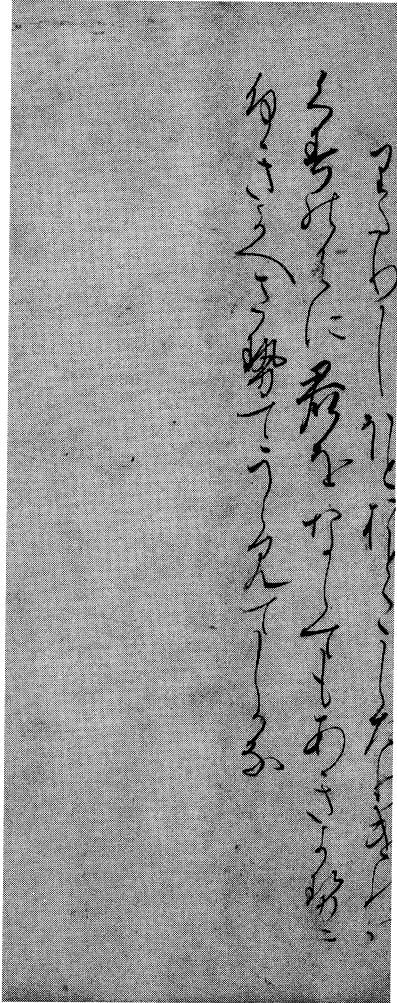


〈図3〉墨の摩耗

移動後の「ためのふ」の位置は内題ではなく、詠者名と同じ高さに置かれている。歌順顛倒によって生じた詠者の変化を他本に合わせて修正しようとしたが、冒頭歌とその詞書との間に余白がなかったため、詞書の直前という不自然な位置に置かざるを得なかったのか。ただ、この詞書は「……おやの、たましひ」となっていて、第一首目は「おや」の歌とするほかないため、詠者名とするには矛盾が生じる。とすると、巻頭の署名とすべく移動させられたと考えたほうがよさそうである。

四、呼継

前節で詠者名「ためのふ」が、本来の位置から冒頭に移動させられたことを確認してきたが、伝坊門局筆本の操作はこれだけに留まらない。次に、伝坊門局筆本の巻末部（図4）を示した。実物を見たとき注目されるのは、巻末76番歌の最終行「ふきかへさせてうらみてしかな」の左側に、料紙の天地を貫く約一〇耗幅の線状の黒ずみが認められる。

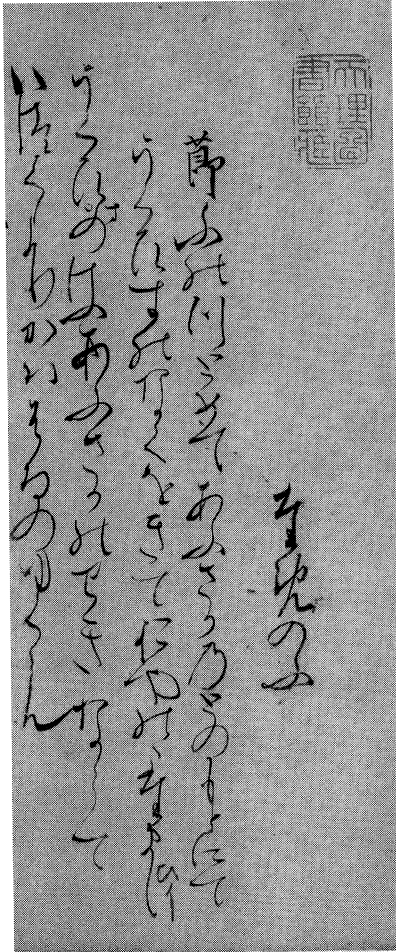


〈図4〉巻末部

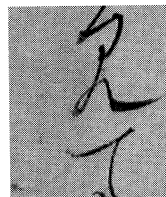
められることである。この墨ずみは「ふきかへさせてうらみてしかな」の字行の左端にかかって、墨の摩耗を生じさせている。

これは巻末で呼継が行われたことを示している。伝坊門局筆本は本来76番歌で終わっていたのではなく77番歌があるいはそれ以降を持っていたが、ある段階でそれを失ったのが現在の伝坊門局筆本である。現存最終行の直後で繊維を残して破り切りし、継ぐ共紙の繊維と絡めることで接続部分を目立たなくさせているものの、「ふきかへさせてうらみてしかな」の「さ」の左側には、次行の墨がわずかに残っているように見え(図5)、「うらみてしかな」の「みて」の字の左が擦れているのは(図6)、この呼継によるものと考えられる。

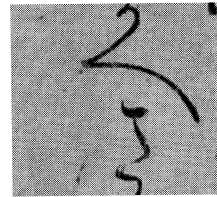
このような観点から見ると、冒頭29番歌詞書の第一行目「節ふのつとめてあふさかの」とともに「の右側にも、料紙の天地に及ぶ約五耗幅の線状の白浮きが認められる(図7)。ここでも呼継が行われている可能性があるが、こちらは目視しても確かなことが言いがたなく、紙背からもその跡を窺うことができないので、判断を保留する。ただし先述のよう



〈図7〉



〈図6〉



〈図5〉

に、これが書写されている第一紙は他の料紙よりも約一〇糎短い。これは、第一紙の前に本来歌があったものの切断され、共紙を継いだために第二紙以降と同等の紙幅が確保できなかつたかとも疑われる。後稿を待ちたい。

いずれにせよ、76番歌の直後には呼継が認められるので、伝坊門局筆本は現行の四十九首よりも多い歌数を持つ卷子本として制作され、後に何らかの事情によって今日の形態になったと考えられる。冷泉為清の添え状によると、この本は「和歌五十一首」であつたといひ、現在の伝坊門局筆本よりも二首多い。伝坊門局筆本が呼継されていることと整合性を持たせるなら、為清が鑑定した時点では五十一首だったのを後に二首分切断したと考えられようが、二首のみを切断する必然性は見出しにくい。一応は「和歌五十一首」を為清の間違ひと考へておきたいが、そうした場合、鑑定の寛文七（一六六七）年にはすでに今日の形態になっていたと考へられる。

五、異本注記の種類

最後に、異本注記を確認する。『為信集』成立が平安時代中期まで遡ることの傍証として捉えられてきたのが、伝坊門局筆本の異本注記の多さである。池田氏は、以下のように指摘する。

また本書の歌詞にはイ本の本文を併記した所が多い。鎌倉時代以前において、すでに為信集に異本の存在したことを示すもので、この家集の成立の古いことを物語っている。この集が新しい方の為信の集（稿者注・『法性寺為信集』）と考へられない所以である。もし新しい為信の集とすれば、その成立は弘安・正応の間とすべきであつて、年代が合わず、まして本文の錯乱・誤脱などのあるべきはずはない。いわんやイ本とか、本のままとか注記し、空白を残したりなどするいわれはないのである。

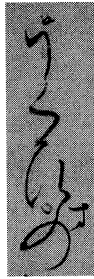
たしかに伝坊門局筆本には傍記が多く、現存四十九首に対し、五十八もの傍記が附されている。しかし、この傍記のすべてを書写者自身の手による異本注記と考えてよいのであるうか。

これも結論から述べると、これらの傍記には複数人が関わっていることが想定される。傍記にはいくつ種類があり、まず傍記の下に「イ」を持つものとそうでないものに分類できる。「イ」を持たない傍記も、墨色や筆跡によって少なくとも二種類に分けることができる。順に確認していきたい。

I. 書写者と同筆の傍記

一つ目は、傍記の下に「イ」を持たず、墨色が本文と同じものである。これは八箇所認められる。うち四例を次に示した。

(1) 29番歌 「す」補入



〈拡大〉



43番歌詞書



49番歌



53番歌詞書



(2) 32番歌詞書 「も」補入



〈拡大〉



30番歌



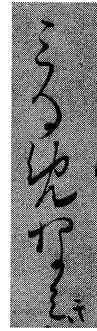
33番歌詞書



48番歌



(3) 75番歌 「き」傍記



〈拡大〉



30番歌



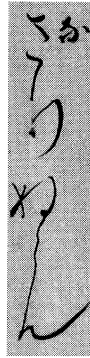
39番歌詞書



46番歌詞書



(4) 69番歌 「な」傍記



〈拡大〉



37番歌



43番歌



76番歌詞書



Ⅰに該当する傍記のうち、四箇所は補入である。(1)「うくひの」に「す」を補入して「うくひすの」とする例(29番歌)、(2)「よすから」に「も」を補入して「よもすから」とする例(32番歌)、図版で示したものの以外にも、「みなれと」に「か」を補入して「かみなれと」とする例(48番歌)、「八月十五夜のいみしうあかき」に「月」を補入して「八月十五夜月のいみしうあかき」^九とする例(65番歌)がある。これらはおそらく、書写後に確認する中で書き落としに気づき、傍記で補ったものである^{二〇}。補入記号「○」がついているものもあるが、墨色が異なるため、記号に関しては別の段階で書入れられたものらしい。

一方、補入でないものも四箇所ある。(3)「みるめなみ」の「み」に「き」を傍記して「みるめなき」とする例(75番歌)、(4)「さりぬらん」の「さ」に「な」を傍記して「なりぬらん」とする例(69番歌)、図版以外では、「ほなに」の「な」に「か」を傍記して「ほかに」とする例(69番歌)、「こまも」の「も」に「を」を傍記して「こまを」とする例(72番歌)がある。これらは誤写を訂正したものなのか異本注記なのか判別しがたい。

この八例の筆であるが、一般に傍記は本文と同筆か否かが判断しにくいものの、少なくとも(1)と(3)は同筆としてよいであろう。(4)は、字母「奈」の七画目から八画目へ続く筆が本行本文と異なっており、他筆の可能性を残しているので、Iをさらに二分類しうるかもしれない。

II. 書写者と別筆の傍記(「イ」を持つ)

IIは、本文書写者とは別筆の異本注記で、「イ」を持っており、多くが本文よりも薄い墨で書かれている。四十五箇所あり、傍記の大半を占める。

下に示したのは69番歌詞書で、「いろいろこのみたちたる女に子日の松のねをほなにさして」の一部である。Iの傍記「か」が附された右に、IIの傍記によって「かイ」「るイ」が書き加えられ、「ほかなるにさして」という異文を示している。Iの傍記の右に記されており、Iとは異なる段階の傍記であることは明らかである。補入記号「○」は、その位置や墨色からこの人物の手によると思われる、Iで既に補入されているものにも、気づいた場合は補入記号を加えたい。

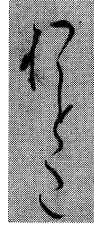
その筆は本文書写者とは異なっている。例として語単位の異本注記を挙げた。

(1) 30番歌詞書 異本注記「おとこ」

〈拡大〉



35 番歌詞書

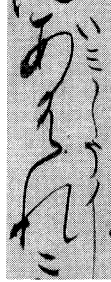


76 番歌詞書



(2)

42 番歌詞書



「いみしう」

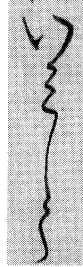
〈拡大〉



39 番歌詞書



44 番歌詞書



47 番歌詞書



(3)

53 番歌詞書



「いと」

〈拡大〉



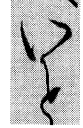
38 番歌



47 番歌詞書



67 番歌詞書



(4) 74番歌



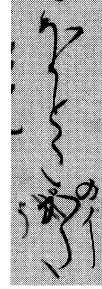
(1)「於」(お)は、つくりの一画目を本文が字のもっとも高い位置から始めるのとは異なり、Ⅱの異本注記は偏の一画目あたりから始めて明確に二画で書いている。「止」(と)は、本文が一画目をほぼ垂直、二画目をゆるやかな曲線で角度をあまりつけずに書いて、全体的な字形が縦長であるのに対し、Ⅱの異本注記は一画目を斜め四十五度に短く書き、二画目も角度をつけてその途中を途切れさせて書いて、字形は横長である。(2)「以」(い)は、本文が一画目とほぼ同じ高さから二画目をはじめ、二画目が大きく横に流れているのに対し、Ⅱの異本注記は一画目より高いところから二画目を始め、二画目は一画目とほぼ平行である。以上のように、Ⅱの異本注記を記した人物は本文書写者とは異なっている。もしかすると、Ⅱをさらに分類することも可能かもしれない。

気になる点もある。(4)「あまなれは」には「と」が傍記され、「あまなれ」という異本を示している。この異本注記はⅡの手になると思われるものの「イ」を持たず、しかも本文の左に記されている。この部分は本文も傍記も擦れており、擦り消ちなどがあったのかもしれないが、それを想定しても例外的に「イ」がなく左に傍記されることの不審は解消されない。

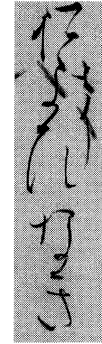
Ⅲ. 書写者と別筆の傍記(「イ」を持たない)

さらに、書写者と別筆で「イ」を持たない傍記も五箇所ある。

(1) 53 番歌詞書



(2) 63 番歌



(3) 47 番歌詞書



(1)では「をとこかた」の本文に対して、まずⅡが「の」を補入して「をとこのかた」とし、さらにⅢが「か」を「う」に訂正することで「をとこのうた」としている。Ⅲはこの箇所以外では本文の右に傍記しているので、このみⅢが左に書くのは、既にⅡによる異本注記があつて余白がなかつたためと考えるほかない。従つてⅡに遅れることは明らかである。このとき、「か」を二重線によつて削除したのも、墨色からしてⅢの所為であるう。また、(2)63番歌では「およひなき」に対してⅡが「もい」を傍記し、「おもひなき」という本文が提示されている。その後、Ⅲにより、本文の「よ」とⅡによる「い」が削除されて、「おもひなき」が唯一の本文として選択されている。(3)48番歌詞書「かきかはりて」は、Ⅱが「かき」の右に「にい」として「にかはりて」という異本を示したが、Ⅲは本行本文「かき」を削除し、「にかはりて」が唯一の本文とされている。このように、ⅢはⅡの異本注記が加えられて後に附されたもので、異本注記によつて示された両様の本文を許容するのではなく、単一の本文を選び取つていこうとする性格が見られる。

以上、伝坊門局筆本の異本注記はすべてが書写時のものでなく、少なくとも三段階での書入れが想定されることを見えた。最初に附されたのはI本文書写者による八つの傍記だが、これは異本注記なのか伝坊門局筆本で生じた誤写の訂正なのか判然としない。従つて、伝坊門局筆本の書写時に異本が生じていたのかもよく分からない。その後、少なくとも二段階で傍記が附されていき、現在の五十八もの傍記になったことが看取される。

ここまで見てきて気になるのは、伝坊門局筆本の冒頭の歌順顛倒について、この三段階の傍記のすべてが触れていないことである。Ⅰの書写した本文を見返して脱字を補っていく姿勢、Ⅱの細かく異文を示していく態度、Ⅲの本文を確定させようという態度をもってすれば、歌順の顛倒という大きな差異に三者が三者とも触れないというのは不自然に思われる。とすれば、伝坊門局筆本の親本がこの歌順であつたばかりでなく、ⅡやⅢが用いた校合資料もまた、伝坊門局筆本の歌順と同じだったと考えるのではないか。現存伝本五本のうち四本が資経本から派生したものであるため、数だけで考えると伝坊門局筆本の歌順が孤立しているが、その校合資料となつた少なくとも二種類の伝本は伝坊門局筆本と同じ歌順であり、だからこそⅡやⅢは歌順顛倒を指摘しなかつたのではないかと想定される。

六、おわりに

伝坊門局筆本の形態は『為信集』の享受の問題と関わつてさまざまに論じられてきたが、現在の形態は従来示唆されてきたような本来的なものではなく、詠者名の移動や呼継など多分に操作がなされた結果であることを報告した。これらの操作がなされた時期は分ならず、添え書にある「和歌五十一首」との関係も定かではない。また、詠者名の移動や呼継といった手間のかかることをなせ行つたのか、その目的も判然としないが、伝坊門局筆本が卷子本として制作されたことと関わつていようか。『為信集』は歌も決して洗練されておらず、広く読まれた家集ではない。これを卷子本として書写しようとしたのは、「為信」の近親者ではなかつたかとも思われる。

最後に、書写年代にも触れておきたい。伝坊門局筆本は、従来鎌倉時代初期の写と考えられてきた。確かにその用字には「散(さ)」「数(す)」などの古い字母を見出せるのだが、卷子本として作成されたことを考えると、古い字母もまた

權威づけの一環ではなかったかとも疑われる。先に発表した拙稿において、『為信集』は『源氏物語』『狭衣物語』などを
用いて虚構化し、わざと古態な様態に仕立てたものと推測した。伝坊門局筆本の装丁や字母の選択は、これと矛盾するも
のではない。印象の域を出ないものの、伝坊門局筆本の書写年代は鎌倉時代中期ごろに下るのではないかと思われる。

以上、伝坊門局筆本の報告と、それをめぐる推測を述べてきた。『為信集』の研究は伝坊門局筆本の紹介から始まったが、
これを鎌倉初期写の卷子本で当初からこの形態であったと考え、それについてまったく疑問を持たれないまま研究が行わ
れてきた。しかし、伝坊門局筆本の書誌的状况を把握し、なぜ卷子本として作成され、なぜ零本なのか、どのような享受
の結果、詠者名の移動や呼継が行われたのかを検討していくことは、『為信集』の研究にとって少なくない意味を持つも
のと考える。

一 池田龜鑑「坊門局筆為信集」(『日記・和歌文字』至文堂 一九六八年／初出 「碧落」一九四八年三・四月)
二 為信集

和歌五十一首者

先祖京極黃門大姉

八条院坊門局之筆

跡無紛者也

冷泉

寛文_下 為清(花押)

三 『弘文莊待買古書目』第二〇号（弘文莊 一九五一年）

四 ただし氏は、歌人としての経歴、「本院」（氏は藤原敦忠と比定）や「本院侍従」との関係、詞書から推測される伝記的事項に照らして、藤原為信の父・文範の歌を為信が編纂した家集かとする。

五 氏以降も、なよ竹に喩えられる女（155番歌）、素性を問われて「海人のやうになんある」とはぐらかす女（74番歌）など、『源氏物語』と『為信集』との素材の一致が指摘されている。

六 岡一男「紫式部の外祖父為信と桂宮本『為信集』について」（『増訂版 源氏物語の基礎的研究』東京堂 一九六六年）、増淵勝一「紫式部とその周辺資料」（山岸徳平・岡一男監修『源氏物語講座 第六卷 作者と時代』有精堂出版 一九七一年）、今井源衛「為信集と源氏物語」（『今井源衛著作集 第一卷 王朝文学と源氏物語』笠間書院 二〇〇三年／初出

『語文研究』二〇号 一九六五年六月）、今井源衛「為信集」（『私家集大成 中古Ⅰ』解題 明治書院 一九七三年）、

中島あや子「源氏物語と為信集―諸説の整理と検討―」（『鹿児島大学法文学部紀要 文学科論集』第一三号 一九七七年三月）、中島あや子「為信集の形成要因について」（『薩摩路』第二二号 一九七八年）

七 増田繁夫「為信集」（『新編国歌大観』解題 角川書店 一九八九年）、増田繁夫「紫式部の家系と家族」（『評伝紫式部―世俗執着と出家願望』和泉書院 二〇一四年）、藤田洋治「為信集」（『冷泉家時雨亭叢書 承空本私家集 中』解題

朝日新聞社 二〇〇六年）、笹川博司「為信集と源氏物語―校本・注釈・研究―」（『風間書房 二〇一〇年』、『和歌文学大辞典』（古典ライブラリー 二〇一四年）／担当・笹川博司、中西智子「源氏物語」引用表現論―和歌および歌語表現を

中心に―」（博士学位申請論文 二〇一三年度 <http://hdl.handle.net/2065/44648>）、池田和臣・徳武陽子「惟規集評釈」（『青簡舎 二〇一七年』、藤本勝義「紫式部の生涯と家系・交流圏―環境は「作者」を生み出すか―」（『制作空間の（紫式部）』

竹林舎 二〇一七年）

八 拙稿『為信集』成立年代の再検討」(『中古文学』第一〇四号 二〇一九年二月)

九 笹川氏前掲書(七)

一〇 藤田氏解題(七)

一一 樋口芳麻呂「為信集」(『冷泉家時雨亭叢書 第六十七巻 資経本私家集 三』朝日新聞社 二〇〇三年)

一二 なお、詳しい書誌および翻刻は仁尾雅信「天理図書館蔵伝坊門局筆「為信集」」(『山邊道』第二九号 一九八五年三月)が報告しているため、そちらを参照されたい。

一三 冊子本からの改装ではないという意味であり、四節に示すような操作は行われている。

一四 山本信吉「古典籍が教える書誌学の話」(『古典籍が語る―書物の文化史―』八木書店 二〇〇四年)

一五 佐々木孝浩「勅撰和歌集と卷子装」(『日本古典書誌学論』笠間書院 二〇一六年/初出 『斯道文庫論集』第四二号 二〇〇八年二月)

一六 和歌の解釈から本来的な歌順を確定するのは難しい。28番歌が「逢坂の関の戸で鳴いている鶯は、春がもう行ってしまったことを知らないのだろうか」、29番歌が「鶯が今日会うという逢坂の関でなくては、どこから春が行ってしまったのだろうか」となる。池田氏や中西氏は完本の歌順のほうが自然とし、今井源衛氏は伝坊門局筆本の歌順のほうが歌意にふさわしいとするが、判断はつきにくい。

一七 34番歌が『新拾遺和歌集』に、41番歌が『秋風集』に、それぞれ藤原輔相の歌として入っている。また、44番歌が『新千載和歌集』に、75・76番歌の贈答歌が『新後拾遺和歌集』に入集しており、「従三位為信」(法性寺為信)の歌とされている。

一八 呼継の跡を図版でも確認しやすいよう、明度を下げ、コントラストを強める操作を行った。(図7)も同様。

一九 あるいは「八月十五夜の月いみしうあかき」か。「の」の横に「月」があるので、「八月十五夜月いみしうあかき」とする可能性もある。

二〇 伝坊門局筆本の原態が29番歌から始まるものであった場合、冒頭歌の初句から字を書き落としたことになり、やや不自然か。この直前で呼継が行われており、本来は完本と同じくこの前に二十七首を持つ形態であったならば、この箇所脱字も比較的理解しやすく思われる。

〈付記〉

本稿は、科学研究費補助金（研究活動スタート支援 課題番号19K20799）の成果の一部である。

伝坊門局筆本の調査と図版掲載をご許可くださった天理大学附属天理図書館に篤くお礼申し上げます。